

一般競争入札の実施に係る揭示

標記について、希望者は下記により競争参加資格確認申請書等を提出されたく揭示する。

なお、本件は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の業務である。

平成29年11月20日

独立行政法人都市再生機構中部支社

支社長 伊藤 功

1 業務の概要

(1) 業務名

UR賃貸住宅等の保全工事等に係る事務処理業務（中部支社）

(2) 業務内容

中部支社管轄内における保全工事の修繕計画策定のための基礎資料作成等の業務とし、主な業務は以下のとおりとする。なお詳細は業務仕様書による。

- ・保全工事単価作成に関する資料作成業務
- ・保全工事等の発注に関する業務
- ・屋外整備工事等の発注に関する業務
- ・点検業務の発注に関する資料作成業務

(3) 履行期間

平成30年4月1日～平成33年3月31日

2 競争参加資格

(1) 次の1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

1) 単体企業

- ① 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当するものでないこと。
- ② 当機構中部地区における平成29・30年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を有しているもので、調査の業種区分の認定を受けていること。なお、一般競争参加資格の認定を受けていない者も申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、申請書の提出期限までに当該参加資格の申請を行い、かつ、開札の時までに当該参加資格の認定を受けていなければならない。
- ③ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件

業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

- ④ 建設業許可業者と資本面若しくは人事面において関連がないこと。
- ⑤ 平成19年度以降に、RC又はSRC造の共同住宅※1（以下、「共同住宅」という。）における技術的業務※2を1件以上実施したことがある者。
 - ※1 2以上の住戸（建築基準法）
 - ※2 共同住宅の設計、積算、工事監理に関する業務（新築又は修繕）
- ⑥ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

2) 設計共同体

- ① 上記1)に掲げる条件を満たしている者により構成させる設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する揭示」（平成29年11月20日付け中部支社長）に示すところにより中部支社長から本業務に係る設計共同体として競争参加資格の認定を受けているものであること。
- ② 設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。

(2) 再委託は原則として禁止しているが、本業務の一部を再委託しようとするときは、再委託（願書）届けを提出し承諾を得なければならない。ただし、建築業務（積算業務を除く）についての再委託は認めない。

(3) 予定技術者

1) 予定技術責任者

以下の①、②及び③を満たす者

- ① 一級建築士の資格を有し建築士法による登録を行っている者、あるいは、平成19年度以降の共同住宅における技術的業務に5年以上従事した経験を有する者。
- ② 平成19年度以降の共同住宅における修繕技術業務※3に1年以上従事した経験を有する者。

※3 共同住宅の修繕に係る設計、積算、工事監理に関する業務

③ 雇用関係

申請書の提出期限時点において、申請者と雇用関係にあること。

2) 予定業務従事者

以下の①及び②を満たすこと

- ① 平成19年度以降の共同住宅の下表職種の修繕技術業務に1年以上従事した経験のある専任の者又は下表記載のいずれかの資格を有する専任の者を職種ごとに1名以上配置できること。

(表)

職種	資格基準
建築	技術士、建築士（一級・構造設計一級・二級）、建築施工管理技士（一級・二級）、建築積算士、マンション維持修繕技術者

土木・造園	技術士、土木施工管理技士（一級・二級）、造園施工管理技士（一級・二級）、RCCM
事務員	①、②、③のいずれかを満たしているものとする。 ①高校を卒業後、6年以上の就業経験（事務等業務）を有する者 ②高等専門学校または短期大学を卒業後、4年以上の就業経験（事務等業務）を有する者 ③大学または短大を卒業後、2年以上の就業経験（事務等業務）を有する者

- ② 予定業務従事者は、業務を受注した支社が発注する設計・監督業務のうち、本業務と直接関係する業務に従事した技術者でない者を配置できること。

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

- ① 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、当該入札者の入札価格から求められる下記②の「価格評価点」と下記③により得られた「技術評価点」との合計値（評価値）をもって行う。
- ② 価格点の評価方法は、以下のとおりとし、価格点は30点とする。

$$\text{価格評価点} = \text{価格点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 2$$
※上記算出式で価格評価点が30点を上回る場合、価格評価点は30点とする。
- ③ 技術評価点の算出は、以下のとおりとし、最高点は60点とする。

$$\text{技術評価点} = 60 \times \text{技術点} / \text{技術点の満点}$$
 また、技術点の算出方法は、技術提案書の内容に応じ、下記1)～4)の評価項目毎に評価を行い、技術点を与えるものとし、満点は60点とし最低点は0点とする。
 - 1) 企業の業務実績
 - 2) 予定技術者の業務実績
 - 3) 実施方針
 - 4) 特定テーマに関する技術提案
- ④ 詳細は、入札説明書による。

(2) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」及び「予定技術者の経験及び能力」、「実施方針」並びに「評価テーマに対する技術提案」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の範囲内である者のうち、上記（1）によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求条件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

4 入札手続等

(1) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成29年11月20日（月）から平成30年1月19日（金）まで

交付方法：当機構ホームページからダウンロードすること

(2) 申請書及び資料の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成29年12月6日（水）午後4時まで

提出場所：〒460-8484 愛知県名古屋市中区錦三丁目5番27号錦中央ビル7階

独立行政法人都市再生機構中部支社

住宅経営部ストック技術課 電話052-968-3276

提出方法：同日必着での一般書留郵便による郵送とし、提出先への持参又は電送によるものは受け付けない。

(3) 入札書及び技術提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成30年1月10日（水）午後3時まで

提出場所：〒460-8484 愛知県名古屋市中区錦三丁目5番27号錦中央ビル6階

独立行政法人都市再生機構中部支社

総務部経理課 電話052-968-3314

提出方法：あらかじめ提出日時を連絡のうえ、技術提案書の内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるもの受け付けない。

※なお本業務は、技術提案書と入札書を同時に提出することとしている。

(4) 開札の日時及び場所

日時：平成30年1月19日（金）午後2時30分

場所：独立行政法人都市再生機構中部支社入札室

※開札時の立会いは不要とする。

なお、下記（5）の手続に移行することとなった場合、開札の日時及び場所は下記（5）

④によるものとし、その旨別途通知する。

(5) 追加公募手続への移行

本件業務において、入札に参加する者が関係法人（関係法人が代表者となる共同企業体を含む）1者の場合は、再公募に準じて、開札を中断し、以下の追加公募手順を踏まえたところで開札を行う。なお、当初の入札者は、申請書、資料、技術提案書及び入札書の再提出は必要ない。

① 追加公募手続による入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成30年1月12日（金）から平成30年3月8日（木）まで

交付方法：当機構ホームページからダウンロードすること

② 追加公募手続による申請書及び資料の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成30年2月5日（月） 午後4時まで

提出場所：〒460-8484 愛知県名古屋市中区錦三丁目5番27号錦中央ビル7階

独立行政法人都市再生機構中部支社

住宅経営部ストック技術課 電話052-968-3276

提出方法：期間最終日必着での一般書留郵便による郵送とし、提出先への持参又は電送によるものは受け付けない。

③ 追加公募手続による入札書及び技術提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成30年3月2日（金） 午後3時まで

提出場所：〒460-8484 愛知県名古屋市中区錦三丁目5番27号錦中央ビル6階

独立行政法人都市再生機構中部支社

総務部経理課 電話052-968-3314

提出方法：あらかじめ提出日時を連絡のうえ、技術提案書の内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるもの受け付けない。

④ 追加公募手続による開札の日時及び場所

日時：平成30年3月8日（木）午後2時30分

※上記②の提出期間において申請書及び資料の提出がない場合は、平成30年2月14日（水）午後2時30分に開札を実施する。

場所：独立行政法人都市再生機構中部支社入札室

※開札時の立会いは不要とする。

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金 免除

(2) 入札の無効

本掲示に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書、資料及び技術提案書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 落札者の決定方法

上記3（2）による。

(4) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2（1）1）②に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4（2）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(5) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」

（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める、とされているところ。

これに基づき、以下のとおり当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若し

くは応募又は契約の締結を行うよう、御理解、御協力をお願いします。なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって、同意されたものとみなしますので、ご承知置きください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力が得られなかった場合には、その相手方の名称等を公表することがあり得ますので、併せてご承知置きください。

1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

(6) 問い合わせ先

- ① 申請書、資料及び技術提案書について
独立行政法人都市再生機構中部支社住宅経営部ストック技術課 電話052-968-3276
- ② 平成29・30年度の競争参加資格について
独立行政法人都市再生機構中部支社総務部経理課 電話052-968-3314

(7) 詳細は入札説明書による。

以 上

競争参加者の資格に関する揭示

UR賃貸住宅等の保全工事等に係る事務処理業務（中部支社）に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり揭示します。

平成29年11月20日

独立行政法人都市再生機構 中部支社

支社長 伊藤 功

1 業務概要

- (1) 業務名 UR賃貸住宅等の保全工事等に係る事務処理業務
（中部支社）
- (2) 業務内容 中部支社管轄内における保全工事の修繕計画策定のための基礎資料作成等の業務とし、主な業務は以下のとおりとする。
なお詳細は業務仕様書による。
 - ・保全工事単価作成に関する資料作成業務
 - ・保全工事等の発注に関する業務
 - ・屋外整備工事等の発注に関する業務
 - ・点検業務の発注に関する資料作成業務
- (3) 履行期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

2 申請の時期

平成29年11月20日から平成29年12月6日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

3 申請の方法

- (1) 申請書の入手方法
「競争参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、別紙による。
- (2) 申請書の提出方法
申請者は、申請書に本業務に係る設計共同体協定書（4(4)の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

提出場所：〒460-8484 愛知県名古屋市中区錦三丁目5番27号
錦中央ビル7階

独立行政法人都市再生機構中部支社

住宅経営部ストック技術課 電話052-968-3276

4 設計共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。

- (1) 組合せ
構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
 - ① 当機構中部地区における平成29・30年度測量・土質調査・建設コンサル

タント等業務（業種区分：調査）に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

② 中部支社長から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 業務形態

① 構成員の業務分担が、業務の内容により、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことについて、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書は、3（1）の申請書と共に交付する「〇〇・××設計共同体協定書」及び「〇〇・××設計共同体協定書第8条に基づく協定書」に従い作成すること。

5 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4（1）①の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4（1）①の認定を受けていない構成員が4（1）①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4（1）①の認定を受けていない構成員が、開札の時までに4（1）①の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6 資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

(1) 設計共同体の名称は「UR賃貸住宅等の保全工事等に係る事務処理業務（中部支社）〇〇・××設計共同体」とする。

(2) 当該業務に係る競争手続きに参加するためには、競争参加資格確認申請書の提出時において当該業務に係る設計共同体としての認定を受け、かつ「一般競争入札の実施に係る掲示」（平成29年11月20日付け中部支社長公示）に示すところにより、競争参加資格を認定されていなければならない。

競争参加資格審査申請書

貴支社で行われるUR賃貸住宅等の保全工事等に係る事務処理業務（中部支社）に係る競争に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

登録等を受けている事業

（会社名）

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

登録等を受けている事業

（会社名）

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構中部支社長 殿

設計共同体名 UR賃貸住宅等の保全工事等に係る事務処理業務（中部支社）△△・×
×設計共同体

（代表者） 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者氏名

電 話

F A X

（構成員） 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

△△・××設計共同体協定書

(目的)

第1条 当設計共同体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 UR賃貸住宅等の保全工事等に係る事務処理業務（中部支社）（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「事務処理業務」という。）
- 二 前号に付随する業務

(名称)

第2条 当設計共同体は、△△・××設計共同体（以下「当共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同体は、 年 月 日に成立し、事務処理業務の委託契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することはできない。

- 2 事務処理業務を受託できなかったときは、当共同体は、前項の規定にかかわらず、当該事務処理業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当共同体の構成員は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--------|
| 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 | △△株式会社 |
| 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 | ××株式会社 |

(代表者の名称)

第6条 当共同体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当共同体の代表者は、事務処理業務の履行に関し、当共同体を代表して、委託者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、設計の過程において派生的に生じた著作権、特許権、実用新案権等の取扱いについては、委託者と協議を行う権限を、当共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産等（破産の申立てがなされた場合その他事実上倒産状態に至ったと認められる場合を含む。以下同じ。）又は、解散した場合においては、当該権利に関し委託者と協議を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対し、その他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の事務処理業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部

につき委託者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇の〇〇業務 △△株式会社

〇〇の〇〇業務 ××株式会社

2 前項に規定する分担業務の価格（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第 9 条 当共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、事務処理業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第 10 条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第 11 条 当共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第 12 条 構成員は、その分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第 13 条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第 14 条 構成員がその分担業務に関し、委託者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前 2 項に規定する責任について協議が調わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前 3 項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する共同体の責任を逃れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

（業務途中における構成員の脱退）

第 16 条 構成員は、当共同体が事務処理業務を完了する日までは脱退することができない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第 17 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産等又は解散した場合においては、

委託者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び委託者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後のかしに対する構成員の責任)

第 18 条 当共同体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

△△株式会社他○社は、上記のとおり△△・××設計共同体協定を締結したので、その証としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

△△株式会社 代表取締役 ○○ ○○ 印

××株式会社 代表取締役 ○○ ○○ 印

△△・××設計共同体協定書第8条に基づく協定書

事務処理業務については、△△・××設計共同体協定書第8条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務類を次のとおり定める。

記

分担業務類（消費税及び地方消費税の額を含む。）

〇〇の業務 △△株式会社 〇〇円

〇〇の業務 ××株式会社 〇〇円

〇〇株式会社他〇社は上記のとおり分担業務類を定めたので、その証としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成〇〇年〇月〇日

UR賃貸住宅等の保全工事等に係る事務処理業務（中部支社）△△・××
設計共同体

代表者 △△株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印

××株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印

(機構→設計事務所へ)

競争参加資格認定通知書

業務名 UR賃貸住宅等の保全工事等に係る事務処理業務 (中部支社)

郵便番号

住 所

宛 名

代表者 殿

登録番号 _____ 受付番号 _____

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構中部支社長 伊藤 功 印

さきに申請のあった標記の資格について、次のとおり資格があることを認定しましたので、通知します。

業種区分	
------	--

有効期限 認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

なお、この通知書受領後に競争参加資格審査申請書の記載事項又は営業所の変更があつた場合若しくは合併、破産、廃業等があつたときは、速やかに届け出てください。

(機構→設計事務所へ)

競争参加資格認定通知書

業務名 UR賃貸住宅等の保全工事等に係る事務処理業務 (中部支社)

郵便番号

住 所

宛 名

代表者 殿

登録番号 _____ 受付番号 _____

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構中部支社長 伊藤 功 印

さきに申請のあった標記の資格について、次の業種区分については資格がないと認定しましたので、通知します。

業種区分	
------	--